書面表決書

**○○町内会は、認可地縁団体（法人格を持つ町内会）です。**

**認可地縁団体の会員は、個人単位となりますので、世帯の会員全員の氏名を記入してください。**

住所　　春日井市

押印を廃止するかどうかにつきましては、各団体で必要性を検討し、ご判断ください。

氏名　　　　　　　　　　　　印

氏名　　　　　　　　　　　　印

氏名　　　　　　　　　　　　印

氏名　　　　　　　　　　　　印

氏名　　　　　　　　　　　　印

氏名　　　　　　　　　　　　印

　令和○年度○○町内会総会の各議案について、次のとおり表決します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 議案 | 賛成 | 反対 |
| 記入例 | （ ４ / ６ ） | （ ２ / ６ ） |
| 議案１　令和○年度事業実績報告・収支決算報告 | （ 　 / 　 ） | （ 　 / 　 ） |
| 議案２　令和○年度事業計画（案）・収支予算（案） | （ 　 / 　 ） | （ 　 / 　 ） |
| 議案３　令和○年度役員（案） | （ 　 / 　 ） | （ 　 / 　 ） |
| 議案４　○○○について（案） | （ 　 / 　 ） | （ 　 / 　 ） |

（注）１　会員は個人単位となりますので、世帯の人数分の賛否（賛成・反対の会員数/世帯の総会員数）をご記入ください。

２　賛成・反対の両方に記載がない場合には、その議案について賛成

とみなします。

【ご意見】（※自由記入欄）

・認可地縁団体においては、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開かなければならないとされています（地方自治法第260条の13）。

・総会を開催せず、書面による決議を行うためには、構成員全員の承諾が必要になります（地方自治法第260条の19の２）。

参考：地方自治法第260条の19の２

この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

②　この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③　この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④　総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。